

福岡県医発第 49号(地)
平成19年 4月 13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 市 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

所管公益法人等に対する国家公務員倫理法等の周知について

今般、社会保険庁職員が国家公務員倫理規程違反（利害関係者等の外部の事業者から賄別金を受領）により懲戒処分されております。

これを受けて、福岡社会保険事務局では、事案発生を深刻に受け止め、今後二度とこのようなことを起こさないようにするため、本年1月より、全職員に対し徹底した倫理研修が実施されております。

つきましては、福岡社会保険事務局より別紙のとおり周知依頼がありましたので、貴医師会においてもご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





事 務 連 絡
平成19年 4月 6日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡社会保険事務局総務課長

所管公益法人等に対する国家公務員倫理法等の周知について（依頼）

職員の職務に係る倫理の徹底及び綱紀の厳正な保持については、従来より格別の御配意をお願いしているところです。

さて、今般、別添1のとおり、社会保険庁職員が国家公務員倫理規程違反（利害関係者等の外部の事業者から賄賂金を受領）により懲戒処分されました。

福岡社会保険事務局においても、事案発生を深刻に受け止め、今後二度とこのようなことを起こさないようにするため本年1月より、全職員に対し徹底した倫理研修を実施しているところです。

つきましては、貴公益法人をはじめ関係団体等におかれましても、別添1から別添3について御了知いただき、周知徹底方格段の御配意をお願いいたします。



国家公務員倫理法違反に係る処分について

1. 事案の概要

- (1) 行為者は、平成18年9月1日付の人事異動により、地方社会保険事務局長から社会保険業務センター室長に転任することとなり、同年8月24日から30日にかけて、行政機関及び関係団体等に赴き転任の挨拶を行った。
- (2) その際、同行した職員が事業者22名から預かった計33万円の賄別金を、同職員から手渡されそのまま受領した。また、行為者は、社会保険事務局に挨拶に訪れた事業者2名から計2万円の賄別金を受領した。
- (3) 事業者24名から受領した計35万円の賄別金のうち、利害関係者である事業者からのものは、事業者数7名(※1)で賄別金計15万円であり、また、利害関係に該当しない事業者からのものは、事業者数17名(※2)で賄別金計20万円である。

なお、行為者は、受領した賄別金について、すべて事業者に対し返還している。

※1 利害関係者である事業者の内訳は、社会保険病院等に従事する職員4名、(財)県社会保険協会等公益法人に従事する職員3名である。

※2 利害関係に該当しない事業者の内訳は、健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金に従事する職員12名、社会保険関係施設等に従事する職員5名である。

2. 処分等の内容

- (1) 被処分者 社会保険業務センター室長
(行為時：地方社会保険事務局長)
処分量定 「停職1月」
処 分 日 平成19年3月2日
※処分後、行為者に対し降任・降格人事を行う。
- (2) 被処分者 地方社会保険事務局総務課職員(同行した職員)
処分量定 「厳重注意」
処 分 日 平成19年3月2日

3. 再発防止について

公務員倫理について徹底した研修を行い、職員の倫理意識の涵養及び倫理の保持に努め、再発防止に万全を期す。

具体的には、

- (1) 今回の事案発生を踏まえ、社会保険庁における公務員倫理の教材を見直し、平成18年12月以降、常勤、非常勤を問わず、全職員に対し徹底した倫理研修を実施している。また、毎年実施している社会保険庁国家公務員倫理研修においても、今回の事案を具体的に取り上げ、事案の問題点、利害関係者の範囲等について、更なる周知徹底を図ることとしている。
- (2) 平成18年12月21日（木）、今般の事案が発生したブロックにおいて、社会保険事務局長（事案発生事務局については幹部職員を含む。）会議を開催し、事案の問題点、利害関係者の範囲等について詳しく説明・指導した。
- (3) また、同日、事案発生事務局管内の利害関係者である事業者に対し、今回の事案の問題点、利害関係者の範囲等に関する説明会を開催し、公務員倫理について理解を求めた。また、他の都道府県においても、各社会保険事務局を通じて、利害関係者である事業者等に対し、公務員倫理の周知について協力を求める。
- (4) 本年1月1日より、社会保険庁においては、全ての職員に対し利害関係に該当しない事業者からの賄別金の受領を禁止した。

なお、今後、利害関係者からの金銭等の受領に係る懲戒処分については、行為の態様等を十分考慮し判断することとするが、その処分量定については、「停職」以上を原則とし、悪質な場合には、「懲戒免職」も含めて検討する。

社会保険庁と利害関係にある者

1 利害関係者の定義

利害関係者とは、国家公務員が職務として携わる事務の相手方のうち、次に該当する事業者等をいう。

(※)「事業者等」とは＝法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）

社会保険庁における利害関係者を例示

(以下に記載のない公益法人等であって利害関係の有無が明確でない場合は総務部職員課に照会して下さい。)

- 1 **許認可等** … 許認可等^(注)を受けている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

(注) 許認可等とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に對し何らかの利益を付与する処分(いわゆる許認可行為)をいう。このほか、請求に関する決定行為も含まれる。

● 公益法人

〔本庁が所管する法人〕

(財) 社会保険協会、(財) 厚生年金事業振興団、(社) 全国社会保険協会連合会、
(社) 全国国民年金福祉協会連合会、(社) 全国厚生年金受給者団体連合会、
(財) 船員保険会、(財) 社会保険健康事業財団、(社) 日本国民年金協会、
(財) 日本船員住宅協会、(社) 全国社会保険共済会

〔社会保険事務局が所管する法人〕

都道府県 (財) 社会保険協会、都道府県 (財) 国民年金福祉協会、
都道府県 (社) 年金福祉協会、都道府県 (財) 船員保険協会

● 病院等（事務局との関係）

社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院、他保険医療機関の許認可を受けている病院又は診療所、社会保険事務局長の認可を受けて事業を行っている介護老人保健施設又は保険薬局

● 公益法人が運営する施設で、「年金・健康保険福祉施設整理機構」に出資がされていない施設であって、かつ、国有財産として各種承認等を行っている施設 船員保険宿泊施設等

● 年金給付の請求や健康保険の現金給付の請求などをしようとしている者 (申請→給付決定までの間) (事務所との関係)

● 国民年金保険料の免除申請などをしようとしている被保険者 (申請→免除決定までの間) (事務所との関係)

※ 社会保険労務士が手続きの代行を行っている場合は、当該社会保険労務士も利害関係者

- 2 **補助金等の交付** … 補助金等の交付の対象となる事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

- （都道府県社会保険協会等の財団法人や社団法人などの）公益法人及び地方公共団体（市町村に対して国民年金等事務取扱交付金を交付しているため）（事務局との関係）

- 3 **立入検査等** … 立入検査、監査又は監察を受ける事業者等又は個人

- 前記1に掲げる公益法人及び病院等（監査等を行うための通知発出→監査等の結果通知までの間）
- （社会保険調査官等が行う）調査の対象となる事業所（調査を行うための通知発出→調査終了までの間）

- 4 **不利益処分** … 不利益処分^(注)の名あて人となるべき事業者等又は個人
(注) 不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。

- 適用事業所の事業主（保険料の徴収や標準報酬の決定等を行うため）（事務所との関係）
- 各種年金の受給権者（支給停止、未支給年金の不支給や不該当の決定等を受けるため）（事務所との関係）
- 国民年金の第1号被保険者（保険料の徴収を行うため）（事務所との関係）

- 5 **行政指導** … 行政指導^(注)により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人

(注) 行政指導とは、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

- 全国社会保険労務士会連合会（本庁との関係）
 - 都道府県社会保険労務士会
 - 都道府県社会保険診療報酬支払基金
 - 都道府県社会保険労務士会支部（事務所との関係）
- （事務局との関係）

- 6 **国が事務を行うことにより、事業者等の事業が発達、改善したり、調整を受けたりする場合に利害関係が発生する。** … 事業の発達、改善及び調整に関する事務の対象となる事業を行っている事業者等

- 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会（本庁との関係）
- 都道府県医師会、都道府県歯科医師会、都道府県薬剤師会（事務局との関係）

- 7 **契約を締結している事業者等、契約の申し込みをしている事業者等、契約の申し込みをしようとしていることが明らかな事業者等**

- 契約の相手方である事業者（契約の意思表示 → 契約代金支払までの間。契約が毎年行われていれば、利害関係は契約時以外も、継続しているものとみなされる。）
（注）直接の契約担当でなくても、職責等により契約に影響を及ぼす立場にあるとみなされる場合

契約に影響を及ぼすとされる例	図書購入の際、一般的には契約担当者として総務課会計係の職員と業者との間に利害関係があるが、それ以外の所属であっても、図書の選定委員として、業者選定の決裁者である等の場合、利害関係者とされる。
----------------	---

- 社会保険庁が事業を委託している公益法人
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金（←本庁 医療保険課）
 - ・ 厚生年金基金連合会、国民年金基金連合会、日本国民年金協会（←本庁 年金保険課）
 - ・ 社会保険健康事業財団都道府県支部（←社会保険事務局）

8 **その他**

- 他の職員の利害関係者が、その職員への影響力を行使させて、利益を誘導するために近づいてきたことが明らかな場合、利害関係者とみなされる。
- 異動後、利害関係が後任者に引き継がれている場合、前任者の利害関係も異動後3年間は引き続く。（→ 3年ルール、次頁の図参照）

< 3年ルールの例示 >

異動後、3年未経過により利害関係者からの金品受領とされる例 (3年ルール)	〇〇事務局は業者Aから毎年度図書購入の実績があり、当該事務局において契約に関与する立場であった職員が、業者Aと利害関係のない部署へ異動し、その後、△△事務局長へ異動となった際、業者Aが当該職員に対して賄別を渡した。 → 〇〇事務局において、当該職員が異動した後も業者Aとの契約・購入に関する状況が後任者に引き継がれ、また、賄別授与時まで3年が経過していなければ、3年ルールに該当し、当該職員は利害関係者から賄別を受け取ったとみなされる。			
	15.4	16.4	18.4	19.4
	〇〇事務局課長 (利害関係あり) 毎年度図書購入あり	本庁 (利害関係なし)	△△事務局長 (利害関係なし)	

▲ 賄別授与

〇〇事務局在籍時に利害関係にあった業者Aが賄別を渡した

●————— 3年間は利害関係あり (3年ルール) —————●

《 参 考 》

利害関係者に該当しない事業者等を例示

社会保険関係の諸団体の中で利害関係者に該当しない事業者等であることを関係部局に確認済のもの

- ・ 健康保険組合連合会
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人
- ・ 健康保険組合連合会都道府県連合会
- ・ 年金保養協会
- ・ 全国総合健康保険組合協議会
- ・ 全国年金住宅融資法人協会
- ・ 国民健康保険中央会
- ・ 年金融資福祉サービス協会
- ・ 全国国民健康保険診療施設協議会
- ・ 石炭鉱業年金基金
- ・ 都道府県国民健康保険団体連合会
- ・ 農業者年金基金
- ・ 全国国民健康保険組合協会
- ・ 全国社会保険委員会連合会
- ・ 日本医療保険事務協会
- ・ 都道府県社会保険委員会連合会
- ・ 社会保険倶楽部

Ⅱ 国家公務員が利害関係者との間で禁止されている行為

1. 金銭（賄賂、祝儀、香典等）又は物品の贈与（無償の物品の貸付を含む。）を受けること
2. 金銭の貸付を受けること
3. 不動産の贈与（無償の貸付を含む。）を受けること
4. 無償で役務の提供を受けること
5. 未公開株式を譲り受けること
6. 供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること
7. 遊技又はゴルフの接待を受けること
8. 海外旅行、国内旅行の接待を受けること
9. 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること（自己負担でも禁止）
10. 利害関係者と共に旅行をすること（自己負担でも禁止）
11. つけまわしをすること
12. 利害関係者に要求して、第三者に対して上記のような行為をさせること

Ⅲ 利害関係のない事業者等との間でも禁止されている行為

- 1 国家公務員は、利害関係に該当しない事業者等であっても、その者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。



現時点においては、金銭の受取に関する「社会通念上相当と認められる程度」の明確な基準が具体的に示されていないため、社会保険庁独自の取り扱いとして、当分の間、社会保険庁の職員に対する「財産上の利益」のうち「賄別金」の授与については禁止としている。

(平成19年1月1日から実施)

- 2 利害関係のない事業者等へつけまわしをすること

法令違反の疑いのある事実を知ったら

- 社会保険庁法令違反通報窓口へ通報してください。
- 通報の方法は次の3とおりです。
 - ・ 電子メール 社会保険庁ホームページの「法令違反通報窓口」
 - ・ 郵便 〒100-8945 東京都千代田区霞が関1-2-2
「社会保険庁法令違反通報窓口あて」とし、親展扱い
 - ・ 電話 社会保険庁「法令違反通報窓口」の専用番号
03-3595-2690 (受付時間：平日9時～17時)
- 通報者は原則として、自分の氏名及び連絡先電話番号を明記してください。
なお、匿名による通報も受け付けます。

国家公務員の 倫理保持のためのルール

倫理法・倫理規程のあらまし

**国民の皆様の
御理解と御協力をお願いします!!**

国家公務員は、仕事を行う上で
国民の疑惑や不信を招くことがないよう、
国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程で
定められたルールを守っています。
国家公務員と付き合う際には御配慮ください。

ルールのほとんどは
「利害関係者」との関係
についてのものです

利害関係者とは	P.2
利害関係者との間のルール	P.4
利害関係者でない者との間のルール	P.7
国民の疑惑や不信を招くような行為を 防止するためのルール	P.8

利害関係者とは

● 利害関係者とは、国家公務員にとって、以下のいずれかに当たる者です。

1 **許認可等**を受けている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人

2 **補助金等の交付**の対象となる事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
地方公共団体や特殊法人など国以外のところを通じて交付される間接補助金等でも、その直接の財源が国からの補助金等である場合は、「補助金等」として扱われます。

3 **立入検査、監査又は監察**を受ける事業者等又は個人
原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。

4 **不利益処分**の名あて人となるべき事業者等又は個人
例えば、税の追徴処分や営業停止処分が行われる場合の相手方です。

5 **行政指導**により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人

6 **事業の発達、改善及び調整に関する事務**の対象となる事業を行っている事業者等
各省が行う事業行政の対象となる営利企業などです。

7 **契約**を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等

8 予算、級別定数、定員の査定を受ける国の機関

「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人(その事業のための行為を行う場合)のことをいいます。

ただし、次の点に注意が必要です。

- 利害関係者が企業等の場合、その企業の利益のために公務員と接触していると見られる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。
- 利害関係が潜在的なものにとどまる者又は公務員の裁量の余地が少ない職務に関する者として、各府省等の訓令・規則で定められている者は、利害関係者から除かれます。
(→ 訓令・規則は倫理審査会のホームページで御覧になれます。
内容について詳しく知りたい場合は直接各府省等にお尋ねください。)
- 国家公務員が過去3年間に就いていた官職の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。
- ある国家公務員(A)に、別の国家公務員(B)の利害関係者が接触している場合、それが、A が B に対して持つ官職上の影響力を期待してのものであることが明らかとなるときは、A にとっても利害関係者とみなされます。
- 平成17年4月に本省幹部職員に関する利害関係者のみなし規定は廃止されましたが、上記のとおり、他の職員の利害関係者が本省幹部職員の不適切な影響力の行使を期待して接触を図る場合には利害関係者とみなされますし、それ以外の場合にも、本省幹部職員が社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待等を受ければ、他の禁止行為に当たることになります(→ 7ページ)
ので注意が必要です。

平成17年3月までは、本省幹部職員については、所属する府省等の他の職員が現在携わっている事務の相手方のうち前ページ ~ 、に該当する者はすべて利害関係者とみなされていました。

Q & A

こんな場合は？

Q | 問屋である別会社を通じてA官署に物品を納入している場合、A官署の契約担当職員にとって、当社の製品の売り込みをする当社営業マンは利害関係者になりますか？

A | 製品の売り込みをする営業マンは、契約担当の職員にとって利害関係者に当たります。

Q | 国の機関に物品を納入している場合、その機関の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？

A | 全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることになります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための機種選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては、利害関係者に当たります。

利害関係者との間のルール



国家公務員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることができます。

1

広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品

例：会社の名前入りのカレンダー、創立○周年記念事業で配布している書籍など

2

結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典（→下記Q & A）

Q

A

こんな場合は？

Q

国家公務員の結婚披露宴に招かれたのですが、祝儀を持参することはできますか？

A

祝儀については、利害関係者からであっても、実費相当の祝儀は受け取ることができます。また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取るとは認められます。

Q

国家公務員が喪主となっている葬儀に香典を持参することはできますか？

A

国家公務員は、本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることができません。しかし、亡くなった家族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q

弔電や花輪についてはどうですか？

A

国家公務員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの弔電を受け取ることは、問題ありません。しかし、利害関係者から花輪の提供を受けることは、倫理規程で禁止されている贈与に当たりますので、できません。



国家公務員は、利害関係者から酒食等のもてなしを受けることはできません。

酒食に限らず、どんなもてなしでも、利害関係者に費用を負担させて行うことはできません(ゴルフ、観劇によるもてなしなど)。

ただし、以下のような場合には、国家公務員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

1 多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティー

例:立食形式で行われる業界の賀詞交換会、会社の創立・周年記念パーティーに参加するような場合
着席形式でも、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準じて認められます。

2 職務として出席した会議での簡素な飲食

例:仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合
国家公務員が倫理監督官の承認を受けて行う講演(→7ページ)の前後に、簡素な飲食を受けることも、認められます。

3 公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食

例:利害関係者に当たる団体が顕彰事業として行っている国際的な賞の授賞式に伴う
晩餐会に出席するような場合

国家公務員は、自分の飲食費用を利害関係者に負担させるのでなければ、利害関係者と共に飲食をすることができます。
(1万円を超える場合、届出が必要)

平成17年4月から、自分の飲食費用を国家公務員が自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができるようになりました。

ただし、国家公務員の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出ることが必要です。(やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。)

これは、意見交換や情報収集に資するために規制を分かりやすくする趣旨で改正されたものです。

なお、利害関係者ではない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食(→7ページ)は認められません。



国家公務員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

1

職務で利害関係者を訪問した際、社用車などを利用すること
(バスが利用困難な場合など合理的な理由がある場合)

2

利害関係者が利用するタクシーがたまたま自分と同じ目的地に行く場合などで、利害関係者の追加的負担もないときに、そのタクシーに便乗すること



国家公務員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技(麻雀など)をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

● **ゴルフ**

会員となっているゴルフクラブの月例コンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合
所属部局のOB会や県人会のゴルフコンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合(参加者が30～40名程度で、利害関係者が数名程度の場合)

● **旅行**

公務のための旅行
旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合



国家公務員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

1

金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること

2

職務として利害関係者を訪問した際に、物品(文房具など)を借りること

利害関係者と私的な関係がある場合で、利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て問題がないときには、前記(→4～6ページ)の行為も自由です。

「私的な関係」とは、国家公務員の身分にかかわらない関係のことです。

私的な関係がある場合には、例えば、大学の同窓会に出席することや、家族の葬儀の際に、近所付き合いをしている利害関係者から通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることなどは、自由にできます。



国家公務員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記(→4～6ページ)の行為をさせることはできません。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の恋人に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティにおける飲食や記念品を提供させることもできません。

大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。

講演等を行う場合

国家公務員が、利害関係者から依頼されて、報酬を受けて講演等を行う場合には、倫理監督官の承認を得て行うことになります。

「講演等」とは、講演、討論、講習・研修における指導・知識の教授、著述、監修、編さん、ラジオ・テレビの番組への出演をいいます。

報酬については、各省で参考となる基準を定めることとされています。

利害関係者でない者との間のルール

- 以下のことは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。
- 社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすること(度重なる酒食のもてなしを受けることなど)
- その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わせること(つけ回し)

参 考

本省課長補佐級以上の公務員は、事業者等から1件5千円を超える飲食等の提供、金銭・物品等の贈与、講演等の報酬等を受けたときは、各省各庁の長等に贈与等報告書を提出することが必要です。

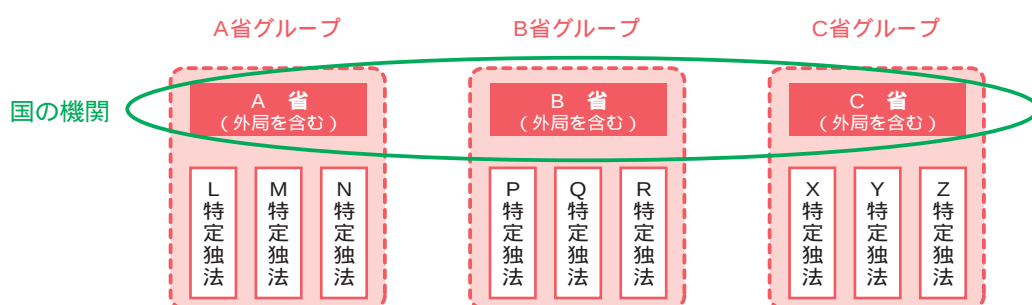
国民の疑惑や不信を招くような行為を防止するためのルール



国家公務員は、国の補助金や経費で作成される書籍等、国が過半数を買い入れる書籍等については、その監修や編さんを行ったことに対する報酬を受けることはできません。（平成17年4月から禁止されることとなりました。）

「書籍等」とは、書籍、雑誌等の印刷物のほか、ビデオテープ、CD、DVD等も含まれます。

監修料の受領が規制される範囲



1 国の補助金や経費で作成される書籍等

職員が属する省グループ内の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。

例：L 特定独法が費用を支出している書籍を A 省職員が監修する場合

各省の職員は、国の機関のどこかが補助金等を支出していれば、監修料を受領できません。

例：B 省が費用を支出している書籍を A 省職員が監修する場合

2 国が過半数を買い入れる書籍等

職員が属する省グループ内の機関が、単独か合計で作成数の過半数を買い入れる場合は、監修料を受領できません。

例：C 省、X 特定独法、Y 特定独法がそれぞれ買い入れる数を合計すると作成数の過半数となる書籍を C 省職員が監修する場合

参考

本パンフレットに記載してあるルールに違反した公務員は、懲戒処分を受けることになります。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

TEL : 03-3581-5344

e-mail : rinrimail@jinji.go.jp

ホームページ : <http://www.jinji.go.jp/rinri>

国家公務員の倫理に反すると思われる行為に気付かれた方は
国家公務員倫理審査会事務局へ御連絡ください。匿名は厳守します。

平成17年4月